

狛江市国民健康保険データヘルス計画の策定について

1. 狛江市国民健康保険データヘルス計画の概要

①目的・背景

・レセプト等のデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画
・「日本再興戦略」において、すべての健康保険組合に対する計画の作成、公表、事業実施、評価等の取組が求められるとともに、市町村国保においても同様の取組を行うことが推進され、その策定について国の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に定められている。

②計画期間

平成29年度から令和5年度まで

③個別の保健事業

- (1) 特定保健指導
- (2) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (3) 受診行動適正化指導事業
- (4) 健診異常値放置者受診勧奨事業
- (5) ジェネリック医薬品差額通知事業

2. データヘルス計画策定の手引きの概要

厚生労働省の「データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会」にて検討、とりまとめが行われた。

①手引きの構成

1. 計画の基本的事項
- 2-1. 計画に記載すべき事項と留意点（市町村国保）
- 2-2. 計画に記載すべき事項と留意点（国保組合）
3. 国からの支援等

②手引きに記載されている市町村国保の役割

被保険者の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、関係部局や関係機関の協力を得て、課題を分析し、計画を策定する。

計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施して、評価をし、必要に応じて見直しや次期計画に反映させる。

- ・健康課題の分析、計画の策定、保健事業の実施及び評価
- ・保険者内の連携体制の確保

- ・ 国保部局の体制の確保
- ・ 関係機関との連携

③手引きに記載されている計画に記載すべきとされている内容

(1) 基本的事項

計画の趣旨、計画期間、実施体制、関係者連携等の基本的事項

(2) 現状の整理

保険者の特性、前期計画等に係る考察等

(3) 健康・医療情報等の分析、分析結果に基づく健康課題の抽出

(4) データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための方策

(5) 健康課題を解決するための個別の保健事業

(6) 個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体）の評価・見直し

(7) 計画の公表・周知

(8) 個人情報の取扱い

(9) 地域包括ケアに係る取組及びその他留意事項

3. 計画改定について

①改定方法

- ・ 事業者に委託して改定作業を行う。

（事業者が行うこと）

(1) 医療費の分析、これまでの保健事業の評価

(2) 保健事業の提案

(3) 計画素案への落とし込み

- ・ 市と事業者で連携し、最終の計画策定へつなげる。

計画素案から最終の計画策定は市が実施する。

- ・ 運営協議会へ諮問し答申を受けて最終の計画を決定する。

事業者からの資料等を随時運営協議会にて提示し、意見をまとめた答申を受けて、最終の計画を市で決定する。

②スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月